看護小規模多機能ホームやすらぎ

にのみやグループ
医療法人社団 恵正会

あなたが笑いたいときは一緒に笑います
あなたが泣きたいときは一緒に泣きます

楽しい、嬉しい、悲しい、つらい…
そのすべての心に寄り添います

愛に溢れ、あるがままに素直で
優しい気持ちでいられるように

１日１日を大切に
まごころを込めて

あなたの「心に寄り添う」

看護小規模多機能ホームやすらぎ

看護小規模多機能ホームやすらぎの概要

法人	医療法人社団 恵正会
サービス種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業所名	看護小規模多機能ホームやすらぎ
介護保険事業所番号	3490101106
開設年月日	令和２年４月１日
事業所の住所	広島市安佐北区可部5丁目9-3　3階
電話番号 FAX番号	TEL：082-812-0005 FAX：082-819-1230
管理者	長田　美紀
計画作成担当者	大道　麻衣子　・　松島　康隆

看護小規模多機能型居宅介護の特徴と魅力

●医療ニーズの高い高齢者の在宅療養を支えます

看多機には在宅療養を支える４つの特徴・魅力があります。

①サービスが一体なので安心

利用者は、顔なじみの職員から「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」の4つのサービスを一体的に受けられるため、安心です。

②利用料は月定額制が基本なので安心

看多機の利用料は、要介護度に応じた月定額制です。利用頻度や回数による増減はなく、介護費用がふくらみすぎないので安心です（ただし宿泊や食事に関する費用、医療費＊1などは別途）。

③医療ニーズの高い方でも安心

高度な医療が必要な人にも対応することにより、人生の最期まで、住み慣れた自宅等で暮らせるように支えます。

④柔軟にサービスを変更できて安心

利用者や家族の状況が変わった場合も、看多機のケアマネジャーが、通い、泊まり、訪問看護・介護を臨機応変に組み合わせて提供できます。急な「泊まり」や、緊急時の訪問看護・介護に対応できるため、利用者・家族にとって安心です。

＊1　医療費とは、医療保険の適応となる訪問看護を利用した場合の費用

図１　4つのサービス体系

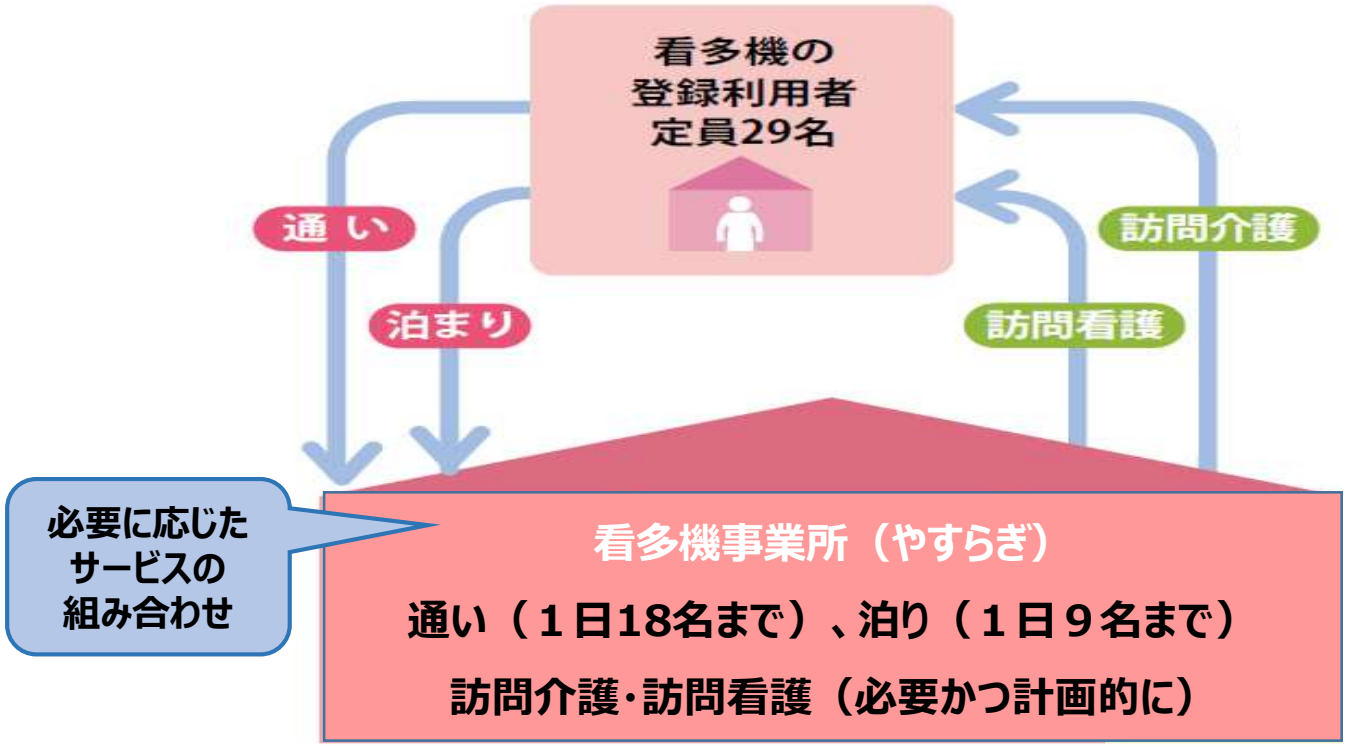

資料：日本看護協会HPをもとに作成

●医師の指示書に基づき医療処置を実施します

看多機の大きな特徴は、訪問看護の提供にあたって交付された医師の指示書をもとに、看護職員が「通い」や「泊まり」の利用時にも医療処置を行えることです。これにより、これまで対応しきれなかった医療ニーズの高い方の受け入れが可能となります。

また、医療保険による訪問看護を受けている方も利用できます。

看多機で対応できる医療処置の例

医療機器を利用している方

- 在宅酸素、胃ろう・気管切開などの管理、カテーテル類の交換、喀痰吸引

認知症の方

- 生活のリズムの調整、認知症状への看護や介護相談

褥瘡(床ずれ)などがある方

- 創傷の処置、悪化の防止

終末期の方(がん、老衰など)

- 苦痛の緩和、精神的な支援、看取り

難病の方

- 多系統萎縮症・ALS(筋萎縮性側索硬化症)・重度のパーキンソン病など

自宅と施設の生活のどちらか悩まれている方

- 退院後、自宅で生活できる方法を柔軟なサービスでサポート
- 自宅が難しければ、泊まりサービスや賃貸住宅の利用

ご家族や介護者の方

- 医療機器の取り扱いや介護の相談・指導、精神的な支援

資料：日本看護協会HPをもとに作成

●効率的で効果の高いケアを実現します

看多機では、看護職員と介護職員が緊密に情報やケア方針を共有しながらサービスを提供します。限られた時間の「訪問看護」「訪問介護」のみの場合に比べ、スタッフがより多くの時間を利用者と共に過ごすことで、状態を体調面・生活面・精神面でトータルに把握してケアに生かせるため、利用者の自立度が高まる事例も報告されており（図2）、病状の悪化防止・予防にも高い効果が期待できます。

図２　利用者の自立度が高まったケースのサービス利用パターン
（気管切開をしており、家族の介護に慣れていない利用者に対して、退院直後からサービスを提供したケース）

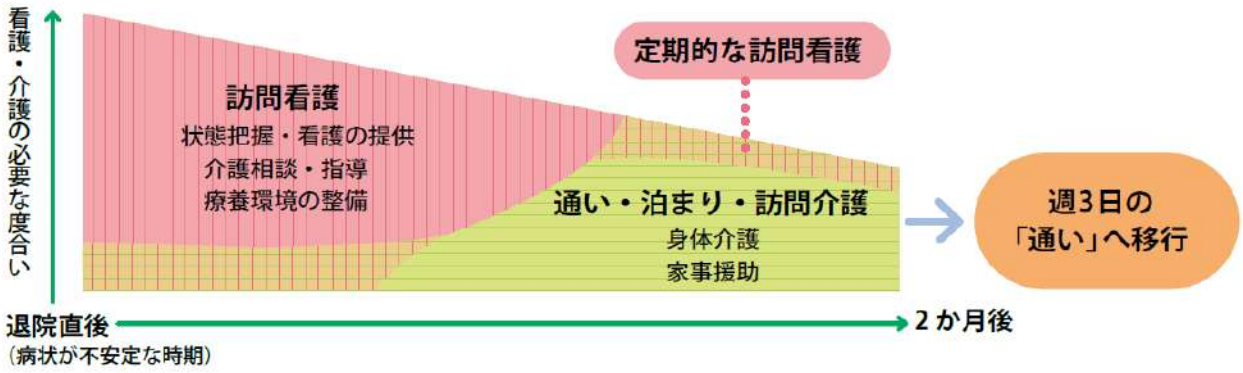

初動期
退院直後は、在宅生活へのスムーズな定着を目標に、訪問看護で手厚く介護指導を実施。

中間期
状態が落ち着き、家族が介護に慣れるに従って、利用者のニーズは看護から介護にシフトしていき、ケアの総量も減っていきます。

安定期
看護は定点でのケアと、状態が変化した際の対応だけで済む程度に安定します。

資料：日本看護協会HPより

看護小規模多機能ホームやすらぎの設備

心と身体がほっとする「やすらぎ空間」を提供します

あなたの「心に寄り添う」

看護小規模多機能ホームやすらぎの料金体制

【基本サービス】

令和３年４月1日改定分

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額	
			1割負担	2割負担
要介護１（月額料金）	12,438単位	131,221円	13,122円	26,244円
要介護２（月額料金）	17,403単位	183,602円	18,360円	36,720円
要介護３（月額料金）	24,464単位	258,095円	25,810円	51,619円
要介護４（月額料金）	27,747単位	292,731円	29,273円	58,546円
要介護５（月額料金）	31,386単位	331,122円	33,112円	66,224円

【基本サービス（同一建物居住者に行う場合）】

要介護区分	単位数	利用料金	自己負担額	
			1割負担	2割負担
要介護１（月額料金）	11,206単位	118,223円	11,822円	23,645円
要介護２（月額料金）	15,680単位	165,424円	16,542円	33,085円
要介護３（月額料金）	22,042単位	232,543円	23,254円	46,509円
要介護４（月額料金）	25,000単位	263,750円	26,375円	52,750円
要介護５（月額料金）	28,278単位	298,333円	29,833円	59,667円

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額	
			1割負担	2割負担
初期加算／1日につき	30単位	316円	32円	64円
認知症加算Ⅰ／1月につき	800単位	8,440円	844円	1,688円
認知症加算Ⅱ／1月につき	500単位	5,275円	528円	1,055円
若年性認知症受入加算／1月につき	800単位	8,400円	844円	1,688円
ターミナルケア加算／1回につき	2,000単位	21,100円	2,110円	4,220円
特別管理加算Ⅰ／1月につき	500単位	5,275円	528円	1,055円
特別管理加算Ⅱ／1月につき	250単位	2,637円	263円	527円
退院時共同指導加算／1回につき	600単位	6,330円	633円	1,266円
緊急時訪問看護加算／1月につき	574単位	6,055円	606円	1,212円
訪問体制強化加算／1月につき	1,000単位	10,550円	1,055円	2,110円
総合マネジメント体制強化加算／1月につき	1,000単位	10,550円	1,055円	2,110円
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅰ(イ)／1月につき	640単位	6,752円	676円	1,351円
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算Ⅰ(ロ)／1月につき	500単位	5,275円	528円	1,055円

【介護保険以外の自己負担額】

朝食	300円
昼食	700円
夕食	600円
宿泊代（1泊）	2,600円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
　どの加算を適用するかについては個別に説明させて頂きます。
※上記表以外に、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算もあります。
※介護保険適用料金の自己負担金額
・1か月に利用されたサービスの単位数合計に地域単価（10.55）を掛けた金額が介護保険のサービス利用料金でご利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。
・上記の自己負担額は、1回（1か月）あたりの目安を表示したものです。1か月の合計で計算した場合小数点以下の端数処理の関係で、差異が生じる場合があります。
・医療保険での訪問看護の対象となる場合は別に訪問看護費の自己負担があります。

Q＆A集

□ 住所が広島市以外の方は利用できますか？

→地域密着型サービスとなるので、住所が市外の場合は利用することはできません。詳しくはお問い合わせ下さい。

□ サービス提供地域のエリアはどこですか？

→概ね車で概ね30分以内（約半径5km圏内）です。
それ以外の訪問圏域でも状況に応じ対応できる事もあります。
気軽にご相談ください。

□ 生活保護受給者のご利用者は利用できますか？

→利用できます。介護保険サービス利用料は介護扶助の対象となりますが、宿泊費（¥2,600/泊）と食費(¥1,600/日）の自己負担は別途必要です。詳しくはお問い合わせ下さい。

□ 重度障がい者医療費受給者証や、特定医療費受給者証を持っているのですが助成制度を利用できますか？

→利用することはできません。
ただし、医療保険＊1にてサービス提供した場合は負担額を軽減することができます。詳しくはお問い合わせ下さい。

＊1特別訪問看護指示書・厚生労働省が定めた疾病等に該当

Q＆A集

◘ 請求は包括請求ですが、月途中で利用開始または入院した際も
包括請求となりますか？

→包括請求ではありません。
月途中での利用開始や月途中にて入院した場合は、
日割りで計算をして請求します。

◘ 在宅サービス利用していた方が入院し、初めて看多機サービスを
利用することになりました。
ケアマネジャーはそのまま担当することができますか？

→担当は看多機のケアマネジャーへ変更となります。
入院前に利用していたデイサービスや訪問介護（看護）も継続して利用することはできません。ただし、福祉用具貸与は利用可能です。

◘ 訪問看護のサービスが医療保険での算定の場合の請求は、
基本報酬はそのまま包括報酬で算定しますか？

→訪問看護を医療保険にて利用する場合は、基本単位数から
以下の通り1月につき減算し算定します。

●要介護１～３ → ９２５単位
●要介護４ → １,８５０単位
●要介護５ → ２,９１４単位

※ここでいう医療保険とは、末期の悪性腫瘍等や厚生労働大臣が定める 疾病等に対して行う訪問看護のことをいいます。

Memo

にのみやグループ
医療法人社団 恵正会

〈看護小規模多機能ホームやすらぎ〉
〒731-0221　広島市安佐北区可部５丁目９-3　3F
TEL：082-812-0005　　FAX：082-819-1230

恵正会HPはこちら